

## 森づくり課契約業者選定委員会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、森づくり課が行う建設工事に係る設計、調査、測量等を除く業務委託及び物品購入等（以下「業務委託等」という）の入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

### (委員会の設置)

第2条 業務委託等の入札・契約事務の適正な執行のため、森づくり課に森づくり課契約業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (審議事項)

第3条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託等の指名競争入札の指名業者の選定に関すること。
- (2) 業務委託等の一般競争入札の入札参加条件に関すること。
- (3) 業務委託等の随意契約の見積徴取等に関すること。
- (4) その他委員長が審議を必要と認めた事項

2 前項の審議は、原則として、執行予定額が埼玉県財務規則別表第2で定める決裁区分において、課長の決裁となる業務委託等のうち100万円以上のものについて行う。

### (組 織)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 森づくり課長

副委員長 森づくり課副課長

委員 主幹（総務・森林企画担当、治山・森林管理道担当）

2 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、委員長が予め指名した者がその職務を代行する。

### (運 営)

第5条 委員会は、委員長が召集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数の出席により成立する。

3 委員会を組織する者の代理者は、委員会に出席することはできない。

4 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

### (関係職員の出席)

第6条 委員長は、審査に必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(内申等)

第7条 業務を執行しようとする主幹等は、別表の基準により様式第1号の内申書(以下「内申書」という。)を作成し、委員長へ内申する。

なお、内申書には、内申に関する参考資料を添付すること。

(審査)

第8条 委員会は、内申書に基づき審査することとし、次の事項に留意する。

- (1) 当該業務に対する地理的条件、技術的適正、機材の保有状況
- (2) 当該業者の既受託業務量、信用度

(決定)

第9条 第3条第1項各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、森づくり課長が決定する。

2 選定結果については、様式第2号の指名業者選定調書を作成する。

(秘密の保持)

第10条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、委員会の内容及び職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(議事録等)

第11条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、森づくり課において情報提供(閲覧)を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第7条の内申に係る資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 第7条の内申に係る資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第12条 委員会の事務局は、森づくり課総務・森林企画担当に置く。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は森づくり課長が定める。

附則

この要綱は、平成15年 4月23日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年 4月 1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年 2月 1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年 4月 2日から適用する。